

船舶事故調査報告書

平成21年10月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷	
発生日時	平成21年1月17日 08時30分ごろ	
発生場所	富山県黒部市生地鼻 ^{いくしほな} 灯台から真方位292° 7.2海里付近 （概位 北緯36° 56.6′ 東経137° 16.4′）	
事故調査の経過	平成21年1月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 ^{ちやうらん} 長運丸二世、9.7トン TY2-1517（漁船登録番号）、個人所有 14.95m (Lr) × 3.33m × 1.62m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和63年5月12日 船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月27日 免許証交付日 平成16年9月8日 （平成22年3月1日まで有効） 甲板員A 男性 33歳 操縦免許証 なし
死傷者等	負傷 1人（甲板員A：左下腿外傷性切断）	
損傷	なし	
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員4人が乗り組み、平成21年1月17日00時00分ごろ、かにかご漁の目的で、富山県新湊漁港を出港し、同港北東方沖30km 付近の富山湾内の漁場において、操舵室で船長が操船にあたり、甲板員1人が操舵室後方で休息し、甲板員2人は、船尾甲板でかごと幹縄の取り付けやかごを海中に投下する作業に、甲板員Aはその2人の甲板員の間でかごの受け渡し作業をしていた。 甲板員Aは、かごの受け渡し作業中、幹縄の塊の中に左足を踏み入れ、船外に送り出されていた幹縄が左足首に巻き付いた。 甲板員Aは、左足に巻き付いた幹縄によって、左舷船尾に向かって引きずられ、08時30分ごろ、船尾ブルワーク内側にたたきつけられた。 近くにいたほかの甲板員3人が、叫び声と異音で事態を知り、船長が、警察、消防、漁業協同組合などの関係先に連絡した。 本船は、09時15分ごろ、新湊漁港に帰港し、負傷した甲板員Aは、待機していた救急車で病院に搬送され、緊急手術を受けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1～2	

	海象：波高 穏やか	
その他の事項	<p>甲板員Aは、本事故の約1ヶ月前に初めて漁船に乗り、本船や他船でかにかご漁の見学をするなどの研修を終え、3日前から本船で、かごの受け渡し作業を行っていた。</p> <p>船長は、甲板員には安全に作業するよう指導していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aが、かごの受け渡し作業中、送り出されていた幹縄の塊に左足を踏み入れたため、幹縄に左足首を取られて引きずられ、船尾ブルワーク内側にたたきつけられたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、幹縄に左足を踏み入れたのは、かごの受け渡し作業に慣れていなかったことが関与した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が新湊漁港北東方沖において操業中、甲板員Aが、送り出されていた幹縄の塊に左足を踏み入れたため、幹縄に左足を取られて引きずられたことにより発生したものと考えられる。</p>	